

定年帰農者等支援事業

第1 事業の目的

中山間地域を中心に高齢化や人口減少が進む地域では、地域の農地や農業生産活動の維持に向けては担い手だけでなく、定年等を機に営農を開始する者や経営を引き継いで数ha規模の生産活動を行う個人農家（以下「定年帰農者等」という。）を支援・育成していく必要がある。この定年帰農者等の経営を早期に安定させ、必要な機械等整備を支援することで地域の話合い・合意（地域計画）に基づいて、農地を維持していくことを目的とする。

第2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な定年帰農者等の経営確立のための水稻経営に係る活動助成及び機械等の整備に要する経費に対し、支援を実施する。

支援回数について、原則、1回限りとするが、補助上限額に満たない事業実施主体においては、次年度以降その上限額まで申請できるものとする。

なお、担い手不在集落は、島根県が実施する「センサス集落別担い手状況調査（事業実施前年度調査）」において、「上記担い手がいない集落 7」に該当する集落（以下「担い手不在集落」という。）とする。

第3 交付対象となる要件等

- 1 この事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、地域の話合い・合意（地域計画）に基づいて、農地集積や受託作業により地域の農地維持に貢献する定年帰農者等で、助成対象となる要件は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 地域計画の「農業を担う者」に位置付けられていること。ただし、営農開始後間もないため地域計画の農業を担う者に掲載されていない場合は、事業実施年度中に掲載されること。
 - (2) 新たに営農を開始する者若しくは新たに経営を引き継ぐ者で、事業採択時に67歳未満であること。
 - (3) 交付決定後1年以内に次の要件を全て満たすことが可能と見込まれること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を自己の名義で出荷・取引すること。
 - エ 農産物等の売上げや経費の支出など経営収支を自己の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 農業経営に関する主宰権を有していること。
 - (4) 事業開始後5年以内に5ha以上の経営を計画すること。
受託作業がある場合は基幹作業1作業あたり面積を1/3として経営面積に入れること。2期作などを行っている場合、経営面積として延べカウントはしない。
 - (5) 機械・施設等を整備する場合は、農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者であること。
なお、事業実施主体が国策水準GAPを取得していない場合は、「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（美味しまね認証）の生産工程管理基準に準拠した農場

管理に取り組み、事業実施の翌年度中に認証を取得すること。

ただし、交付決定時に農業経営を開始していない場合には、経営開始の翌年度中に認証を取得すること。

また、非食用農産物は農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」その他作物（非食用）に準拠した農場管理に取り組むこと。

繁殖牛は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠した農場管理に取り組むこと。

2 助成内容、金額等

(1) 活動助成

定年帰農者等が事業実施計画に基づいて農業経営を開始した場合に月額3万円を上限として開始月から12か月以内で予算の範囲内において助成する。

妊娠・出産又は災害により農業経営を休止する場合は、1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる（夫婦それぞれが定年帰農者等として農業経営を行う妻が妊娠・出産により休止する場合を除く。）。また、妊娠・出産又は災害により休止する場合は、その休止期間と同期間、助成期間を延長できるものとする。この手続きについては第4（1）及び（2）に定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする（別記5（1）様式第4号及び第5号）。

(2) 機械・施設等整備

定年帰農者等が整備しようとする機械・施設等については交付要綱別表5（1）のとおりとする。なお、導入しようとする年度の予算の範囲内において助成する。

第4 事業の実施等の手続き

事業実施手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記5（1）様式第2号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記5（1）様式第1号）に添付して、市町村長、地域農業再生協議会長又は地域担い手育成総合支援協議会長（以下「市町村長等」という。）に提出する。
- (2) 市町村長等は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があったときには、次に掲げる要件をすべて満たすことを確認し、適当と認めるときは、隠岐支庁又は各農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出する。
 - ア 事業実施主体が、地域計画の農業を担う者に位置づけられ、現状面積からの拡大を図り、事業実施後5年以内に5ha以上の経営を計画していること。
 - イ 事業実施主体が、別記5（1）別表（配分基準表）に係る配分基準項目のうち、③、④又は⑤のいずれかをポイント化している場合は、事業実施年度から5年度目までに達成することを成果目標として設定していること。ただし、担い手不在集落で営農を開始する場合（配分基準項目⑤）は、事業実施年度中に営農を開始すること。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、(1) 及び (2) に準じて行うものとし、事業実施計画変更承認申請書（別記5（1）様式第3号）に事業実施変更計画書（別記5（1）様式第2号）を添付して提出する。
- (4) 市町村長等が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき、概算払請求書（様式第4号）をセンター等を経由して知事に提出

するものとする。

- (5) 市町村長等は、事業が完了したときは、交付要綱第6に基づき、完了報告（様式第5号）をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- (6) 本事業を実施した事業実施主体が、交付要綱第7により行う事業の実績報告は、事業実績報告書（別記5（1）様式第6号）に事業実施計画実績報告書（別記5（1）様式第2号）を添付して、市町村長等へ提出するものとする。
- (7) 市町村長等は、交付要綱第7に基づく実績報告書（様式第6号）を（2）に定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする。
- (8) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間、目標達成状況報告書（別記5（1）様式第7号）を、毎年4月末までに市町村長等に提出するものとする。
- (9) 市町村長等は、事業実施主体から提出のあった目標達成状況報告書について、必要に応じて確認・指導を行い、適当と認めたときは5月末までに知事に提出するものとする。

第5 事業の評価

市町村長等は、事業実施主体が別記5（1）別表（配分基準表）に係る配分基準項目③をポイント化している場合であって、事業実施年度から5年度目までに達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、事業の中止を含め適切な措置を実施することとする。

ただし、目標年度にかかわらず成果目標が達成された場合は、目標達成状況報告書（別記5（1）様式第7号）による報告は不要とする。

また、過去に本事業を活用し設定した目標に係るポイントについては、目標達成するまで同一のポイントは使用できないものとする。

第6 県の助成措置等

県は、事業申請前に本事業の実施に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が予算額を上回る場合には、事業実施主体が別記5（1）別表（配分基準表）を基に算出したポイントの高い者から順に一次審査を通過させ、成果目標の妥当性や規模決定根拠等について総合的に審査した上で採択の可否を判断する。

第7 事業成果のフォローアップ

- (1) 目標達成状況報告において目標達成率が著しく低いもの等については、目標達成に必要な指導を行うものとする。
- (2) 経営状況報告に基づき、知事は必要に応じて調査を行うことができる。

第8 補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業実施主体は助成金の全部もしくは一部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村長等が認めた場合はこの限りでない。

- (1) この事業により導入された機械等が目的以外に使用されていると認められる場合。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合。